の略であり、全国で８つの拠点空港（新千歳、仙台、東京、中部、大阪、福岡、鹿児島及び那覇）内に組織され、自空港を含め管轄するブロック内の広域無線施設の運用及び維持管理を行う部署をいう。
(9) 「常駐官署」とは、SMCを含め空港事務所、出張所又は航空路監視レーダー事務所において民間事業者が保守業務の拠点として常駐する官署をいう。
(１０) 「巡回官署」とは、常駐官署から巡回保守を行う官署をいう。
(１１) 「巡回施設」とは、常駐官署から巡回保守を行う施設をいう。
(１２) 「常駐保守」とは、常駐官署の保守対象施設（SMCが管理する施設を除く。）について行う保守業務をいう。
(１３) 「巡回保守」とは、巡回官署の保守対象施設及び巡回施設について行う保守業務をいう。
(１４) 「定期保守」とは、保守対象施設の障害の発生を未然に防ぐため、あらかじめ点検等の時期を定めて計画的に行う保守業務をいう。
(１５) 「緊急保守」とは、保守対象施設の障害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に行う保守業務をいう。
(１６) 「特別保守」とは、電波法に基づく無線局検査及び飛行検査に必要となるデータ取得等の監督職員が必要と認めた時に実施する保守業務であり、「定期保守」及び「緊急保守」以外の保守業務をいう。
(１７) 「保守附帯業務」とは、巡回官署又は巡回施設における航空保安無線施設部品補給管理システムで管理する部品棚卸し時の現物確認等、保守業務以外の業務をいう。
(１８) 「専門能力」とは、別紙３、３－１、３－２、３－３及び３－４に規定する要件を有することをいう。
(１９) 「管理総括保守技術者」とは、民間事業者がＳＭＣブロック内巡回官署及び自官署の保守業務を遂行する上での保守計画の作成、変更等に関し、監督職員との連絡調整等を行うために民間事業者の管理責任者としてＳＭＣに配置する者をいう。
(２０) 「総括保守技術者」とは、実施する保守業務に関し、監督職員との連絡調整等を実施させるために民間事業者の現場責任者として業務を実施している場所に民間事業者が配置する者をいう。
(２１) 「保守技術者」とは、民間事業者が本保守業務を実施するため、業務履行場所に配置する者をいう。
(２２) 「監督職員」とは、契約書の定めるところにより保守業務を監督する者をいう。
(２３) 「検査職員」とは、契約書の定めるところにより保守業務の検査を主管する者をいう。

１．１．４　保守業務の内容

(1) 定期保守業務

民間事業者は、航空交通管制機器等の障害の発生を未然に防止するため、次の各項により定期保守を計画的に実施すること。

① 定期保守の実施に当たっては、別紙２の点検周期に従って点検を行い、所要の整備を実施すること。
ただし、監督職員が保守基準の変更のため試行その他の理由により、これらによらないことを指示した場合にはこの限りではない。

② 点検内容については、別紙２のとおり。

③ 国の定める保守計画表に従い保守作業計画書を作成し、確実に実施すること。

④ 点検及び調整を確実に行うため、点検記録簿に記録すること。

⑤ 民間事業者は、保守業務の実施に際し、監督職員に当日の開始時刻、内容及び終了予定時刻をあらかじめ通知し、承認を得ること。

(2) 緊急保守業務

緊急保守は、航空の安全や航空機の運航の定時性確保に直結するものであることから、特

に作業の迅速性、的確性が求められる。このため、民間事業者は、監督職員の指示を受けて即座に緊急保守を実施すること。また、勤務時間を超えて行う緊急保守は、監督職員の指示に従うこととする。

(3) 特別保守業務

特別保守は、電波法に基づく無線局検査、飛行検査又は機器改修時に行う点検、データ取得等の監督職員が必要と認めた時に実施する保守であることから、民間事業者は実施に当たり、事前に監督職員の指示を受けること。

1．1．5　保守業務実施体制

(1) 常駐保守実施体制の確保

民間事業者は、保守技術者の勤務時間において、常駐保守の対象施設に係る定期保守及び特別保守を実施するほか、障害発生時においては即座に緊急保守が実施できるよう常駐保守の実施体制を確保すること。

① 常駐保守実施体制

(ア) 民間事業者は、ＡＲＴＳ及びＴＲＡＤ（以下「情報処理施設」という。）を除く機器の保守に当たっては、少なくとも当該機器に係る専門能力を有する保守技術者２名以上により実施すること。

なお、専門能力取得期間中である契約後６ヶ月以内の期間についてはこの限りでない。

(イ) 民間事業者は、情報処理施設の保守に当たっては、少なくともARTSの専門能力を有する保守技術者１名を含む保守技術者２名以上により保守を実施すること。

② 保守技術者の配置員数

民間事業者は、常駐保守の実施の体制について、下表の施設担当区分毎に専門能力を有する保守技術者の員数を配置すること。

施設担当区分	最低配置員数	専門能力区分	備考
NAV・COM担当保守技術者	２名	①ILS ②VOR/TACAN(DME)	東京空港事務所
レーダー NAV・COM担当技術者	３名	①レーダー ②VOR/TACAN(DME)	大和航空路監視ﾚｰﾀﾞｰ事務所
計	５人		

③ 常駐保守技術者の勤務時間

民間事業者の勤務時間は、東京国際空港においては０７：００から２２：００までとし、大和レーダーにおいては０８：３０から１６：４５までとする。

④ 業務引継

民間事業者は、保守業務を複数の保守技術者で実施する場合、その交代に際し、適切に引き継ぎが実施できる体制を確保すること。

⑤ 空港運用時間の変更

民間事業者は、航空機運航の遅延等により一時的に空港運用時間が変更となった旨、監督職員から連絡があった場合、変更になった時間に対応した常駐保守の体制を確保すること。

(2) 巡回保守実施体制の確保

民間事業者は、保守技術者の勤務時間において、巡回保守対象施設の定期保守及び特別保守の実施のほか、障害発生時においては即座に緊急保守が実施できる巡回保守実施体制を確保すること。

① 巡回保守実施体制

(ア) 民間事業者は、巡回官署又は巡回施設の保守に当たり、少なくとも２名の保守技術者により実施できる体制を確保すること。
(イ) 民間事業者は、巡回保守対象の航空交通管制機器等に応じ、最低配置員数の中から少なくとも該当する専門能力区分を有する保守技術者２名以上により保守を実施すること。
なお、専門能力取得期間中である契約後６ヶ月以内の期間についてはこの限りでない。
(ウ) 民間事業者は、情報処理施設の保守に当たっては、少なくともARTSの専門能力を有する保守技術者１名を含む保守技術者２名以上により保守を実施すること。
(エ) 民間事業者は、巡回官署及び巡回施設の保守に当たり、同時に複数の緊急保守が必要となるなどの不測の事態が発生した場合の対応は、監督職員が管理総括保守技術者又は総括保守技術者に必要な指示を行う。
② 保守技術者の配置員数
(ア) 民間事業者は、巡回保守の実施の体制について、下表の専門能力を有する保守技術者の員数を配置する。

名称	最低配置員数	専門能力区分	備考
東京ＳＭＣ	４名	ILS VOR/TACAN(DME) ARTS	

③ 巡回保守技術者の勤務時間
民間事業者の勤務時間は、原則０９：００から１８：００までの９時間（休憩１時間を含む）とするが、勤務時間外に保守が予定されている場合、事前に監督職員と協議して勤務時間帯を変更することができる。
(3) 時間外の緊急保守等実施体制
① 時間外の緊急保守等実施体制の確保
民間事業者は、保守技術者の勤務時間外において、緊急保守又は特別保守（以下「緊急保守等」という。）が必要となった場合、緊急保守等に必要となる専門能力を有した少なくとも２名の保守技術者を確保すること。
② 時間外の緊急保守等実施時の連絡体制の確保
民間事業者は、勤務時間外に発生した緊急保守等が実施できる連絡体制を確保すること。
また、その連絡体制についてあらかじめ監督職員に通知し承認を得ること。
(4) 管理総括保守技術者の配置
① 民間事業者は、東京ＳＭＣに管理責任者として管理総括保守技術者を定め、０８：３０から１７：３０（休憩１時間を含む）まで1 名配置すること。
② 管理総括保守技術者は、東京ＳＭＣブロック内巡回官署及び自官署の保守業務に関し、次に掲げる業務を処理するものとする。
(ア) 保守技術者の勤務管理
(イ) 保守計画の作成及び変更に関する監督職員との調整
(ウ) 業務計画の立案、保守業務実施における技術上の分析及び改善の提案
(エ) 訓練計画の立案、訓練の実施及び進捗の管理
(オ) 保守技術者の安全対策及び品質管理
(カ) その他必要と認められる業務
(5) 総括保守技術者の配置
① 民間事業者は、東京空港事務所及び大和航空路監視レーダー事務所に現場責任者として総括保守技術者を定め、勤務時間中は常時１名配置すること。
なお、保守技術者は総括保守技術者を兼務することができる。

② 総括保守技術者は、保守業務に関し、次に掲げる業務を処理するものとする。
なお、東京ＳＭＣの総括保守技術者は、管理総括保守技術者の業務を除く業務を処理する。
(ア) 監督職員との連絡調整窓口
(イ) 緊急保守時の監督職員との連絡調整及び保守技術者の手配
(ウ) 保守技術者の点検保守時及び複数の障害発生時の対応調整
(エ) 保守技術者の勤務管理
(オ) 保守計画の作成及び変更に関する監督職員との調整
(カ) 障害対応方針の総括調整
(キ) 業務計画の立案、保守業務実施における技術上の分析及び改善提案
(ク) 訓練計画の立案及び訓練の実施並びに進捗管理
(ケ) 保守技術者の安全対策及び品質管理
(コ) その他必要と認められる業務

１．１．６　注意事項

(1) 施設破損の禁止
民間事業者は、保守業務の実施に当たり、民間事業者の過失、その他民間事業者の責に帰すべき事由により施設に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

(2) 些細な事項の実施
民間事業者は、保守業務の実施に当たり、関連する物品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、民間事業者の責任において実施すること。

(3) 不用品の処理
民間事業者は、保守業務の実施中に減耗、交換等による不用品が生じた場合は、監督職員の指示に従い所要の処理を行うこと。

(4) 身分証明の携帯等
民間事業者は、保守技術者の身分を明確にするため、常時身分証明書を携帯させるとともに、社章を着用させること。

(5) 秘密の保持
民間事業者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことのないよう、就業規則により定めていること。

(6) 安全管理
① 民間事業者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく保守技術者に周知し安全を図ること。
② 民間事業者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止策を実施すること。
③ 民間事業者は、保守業務においてヒヤリ・ハット等の不安全の要因となる箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。
④ 民間事業者は、不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
⑤ 民間事業者は、国から参加要請があれば、国が実施する緊急時対応訓練に参加すること。

(7) 資料の閲覧
本業務における仕様書、マニュアル等は国土交通省東京航空局東京空港事務所にて閲覧することができる。

1．2　サービスの質の設定

本業務の実施に当たり、達成すべき質及び最低限度満たすべき水準は以下のとおりとする。

1．2．1　保守業務の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
保守業務の実施により、航空の安全かつ円滑な運航を可能にすること。	信頼性の確保	機器の不具合による障害をすべて復旧させること	復旧不可能件数0件を目標値とする。
	機器・設備の保全	当該機器･設備について保守業務の不備に起因する破損及び損傷がないこと	破損及び損傷件数0件を目標値とする。

1．2．2　各業務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各業務における現行基準は、従来の実施方法として下記（6．）で開示する情報に定める内容とする。

ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

（1）定期保守

指定された点検内容を実施し、機器の性能を常時適切な状態に保つこと。

（2）緊急保守

障害の発生又は発生のおそれがある場合に適切に対応し、早期の改善を行うこと。

（3）特別保守

指定された点検、作業等を実施し、国の業務を適切に支援すること。

1．2．3　創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するに当たっては、以下の観点から民間事業者の創意工夫を反映し、包括的な質の向上、効率化の向上、信頼性の向上等公共サービスの質の向上に努めるものとする。

（1）保守業務の実施全般に対する改善提案

民間事業者は、保守業務の質の向上について改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

（2）保守業務の実施方法に対する改善提案

民間事業者は、保守業務の実施方法について、改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。ただし、現行以上の質のレベルが確保できる根拠等を示すこと。

（3）研修訓練体制に対する改善提案

民間事業者は、研修訓練体制について改善すべき提案がある場合は、別途定める様式に従い、具体的な方法等を提案すること。

1．2．4　請負費の支払い方法

（1）国は、事業期間中の検査・監督を行い、業務の質及び最低水準の確保の状況を確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、業務の質及び最低水準の確保がなされていない場合、国は業務を行うように指示し、民間事業者に対し速やかに業務改善書を国に提出させるものとする。国は業務改善の確認ができない限り請負費の支払いは行わないものとする。

（2）請負費の支払いに当たっては、民間事業者は当該月分の業務完了後、国との間で定める書面により当該月分の支払い請求を行い、国は、これを受領した日から３０日以内に業務の達成状況に応じた金額を民間事業者に支払うものとする。

（3）国は、航空機運航の遅延による民間事業者の勤務時間延長が発生した場合、又は仕様書に定める緊急保守等の内容に変更があった場合には、その実績に応じて契約変更を行い精算する。

１．２．５　費用負担等に関する留意事項

（1）保守用工具類

保守業務に必要となる特殊工具は、国が準備する。

（2）保守用測定器等

保守業務に必要な測定器及び連絡用無線機は、国が準備する。

（3）保守材料

保守業務に必要な資材は、民間事業者が準備すること。ただし、装置の構成品となる予備品、ランプ・ヒューズ等は、国が準備する。

（4）光熱水料及び電話

保守業務に必要な光熱水料及び監督職員と保守技術者との間の連絡用電話は、国が準備する。なお、外線電話については、民間事業者が準備するものとする。

（5）車両

保守業務に必要な車両は、民間事業者が準備する。ただし、ＩＬＳ測定車等特殊車両は国が準備する。

なお、民間事業者が準備する車両は、「航空保安業務処理規程 第４運航情報業務処理規程 Ⅲ飛行場情報業務（Ⅱ）制限区域立入及び車両使用の取扱い」に基づき、制限区域へ立ち入るための申請書を提出し、承認を受けること。

（6）図面及び取扱説明書等

保守業務に必要な図面及び取扱説明書等は、国の所有のものを使用すること。

（7）法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により民間事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①又は②のいずれかに該当する場合には国が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については民間事業者が負担する。

①　本業務に影響を及ぼす法令、基準等の変更

②　消費税その他の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

（8）その他

保守業務実施に必要とされる国所有の複写機、ＦＡＸ等は、監督職員の承認を得て使用することができる。

２．実施期間に関する事項（法第１４条第２項第２号）

本業務の実施期間は、次のとおりとする。

ブロック名	実　施　期　間
東京SMC	平成23年4月1日～平成25年3月31日

※本入札に係る落札及び契約締結は、本業務に係る平成 23 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

３．入札参加資格に関する事項（法第１４条第２項第３号及び第３項）

３．１　法第１５条において準用される第１０条各号（ただし、第１１号を除く。）に該当するものでないこと。

３．２　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しないものであること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。

３．３　予決令第７１条の規定に該当しないこと。

３．４　平成２２．２３．２４年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供

等」に係る「A、B、C又はD等級」に認定され、指定される地域（関東・甲信越地域）において資格を有する者。

３．５　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年６月２８日付空経第３８６号。）に基づく指名停止を受けていないこと。

３．６　前記１．に示す業務の実施に当たり法令上必要な次の資格を有している者、又は資格等を有している保守技術者として業務の実施に当たらせることができる者であること。

３．６．１　電波法に基づく資格である無線従事者資格（第１級陸上無線技術士、第２級陸上無線技術士若しくは第１級総合無線通信士）を具備していること。

３．７　保守業務の実施体制として前記１．１．５に示す体制を満たすこと。

３．８　保守業務を実施するために必要となる機器の機能・機構・操作及び障害探求・復旧等に必要となる能力（以下「専門能力」という）に精通していること。

なお、専門能力の具体の要件については、専門能力の証明の指針（別紙３）によるが、保守技術者が同指針によらず、同等の専門能力を有していると参加希望者が判断する場合は、その判断内容を確認する。

３．９　民間事業者は、保守技術者の専門能力を取得、維持、向上するため、適時、適切な研修・訓練を実施できる体制を確保すること。

３．１０電波法に基づく無線従事者資格を必要とする無線局の保守業務の実績を有していること。

３．１１入札参加グループでの入札について

３．11．１　全体要件

(1)　適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとし、「競争参加者の資格に関する公示」（平成22年12月上旬ごろ東京航空局長より公示予定）に示すところにより国から本業務に係る入札参加グループとしての競争参加資格の認定を受けるものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

(2)　入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書類の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。

(3)　入札参加グループの代表企業及び構成員は、本実施要項３に示す入札参加資格に関する事項３．１から３．１０のすべての要件を満たすこと。

３．11．２　個別要件

(1)　入札参加グループで本業務を実施する場合、代表企業は本業務全体の企画立案を担当するものとし、本業務全体の企画立案、定期保守、緊急保守及び特別保守の各保守業務を包括的に管理するものとする。

(2)　入札参加グループとして参加する場合、下記の業務を担当するグループ構成員を明らかにするものとする。

①　本業務全体の企画立案

②　定期保守

③　緊急保守

④　特別保守

４．入札に参加する者の募集に関する事項（法第１４条第２項第４号）

４．１　入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記４．２．１に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手続	スケジュール
入札公告	平成22年12月上旬ごろ
入札説明会	平成22年12月中旬ごろ
申請書類及び技術提案書の提出期限	平成22年12月下旬ごろ
入札等に関する質疑応答期限	平成23年1月下旬ごろ
競争参加資格結果通知及び技術提案採否通知	平成23年1月下旬ごろ
入札書の提出期限	平成23年2月上旬ごろ
開札・落札者等の決定	平成23年2月下旬ごろ
契約締結	平成23年4月1日

４．２　入札実施手続

４．２．１　提出書類

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本保守業務に要する一切の諸経費の１０５分の１００に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

(1)　申請書類

①　競争参加資格確認申請書【申請様式１】

②　業務実施体制【申請様式２，３】

③　業務実施能力【申請様式４，５】

④　保守業務の実績【申請様式６】

⑤　入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

(2)　技術提案書

入札参加者が提出する技術提案書は、本実施要項（５.）で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載する。

①　本業務実施の考え方、認識【提案様式１】

安定した業務を実施するための基本的な方針、研修・訓練体制を含む業務全般において特に重視するポイント及び品質管理マネジメントシステムの取組状況等。

なお、ISO9001の認証を取得している者は、その証明書の写しを提出すること。

②　業務全体の管理方法【提案様式２】

本実施要項（１.）で示す業務の管理方法を示す。

③　業務に対する提案事項

(ア) 改善提案総括表【提案様式３】

(イ) 業務の質の確保に関する提案【提案様式４】

(ウ) 従来の実施方法（(６.）で開示された内容）及び研修・訓練体制に対して提案を行う場合、提案を行う業務（項目）を明確にし、提案を行う理由、提案の内容、提案による質の維持向上効果又は経費の削減効果（あるいはその両方）を具体的に示すこと。【提案様式５】

④　業務実績

本実施要項（１.）で示す業務における過去の実績【提案様式６】

４．２．２　紙入札方式による開札に当たっての留意事項

（1）開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
（2）入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
（3）入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
（4）入札参加者又はその代理人は、入札中は契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

5．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第１４条第２項第５号）

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、審査は国に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず１名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は自己又は３親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。）において行うものとする。

5．１　落札者決定に当たってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

5．1．1　必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は標準点（100点）を付与し、１項目でも満たしていない場合は失格とする。

（1）業務に対する認識
保守を適正かつ円滑に行う方針が記載され、計画的な業務の実施が検討されていること。

（2）管理体制
管理総括保守技術者、総括保守技術者、保守技術者等の業務遂行体制及び責任の所在が明確になっていること。

5．1．2　加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点項目について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、基本的には、従来の実施方法と提案内容との比較を行い、絶対評価により加算する。（40点）

（1）業務の質についての提案内容（9点）
質の維持・向上に対する提案の内容に創意工夫が見られるか。

（2）実施方法についての提案内容（9点）
実施方法についての提案が、業務の迅速性の向上又は機器の信頼性の向上を図るものであり、内容に創意工夫がみられるか。

（3）研修・訓練体制についての提案内容（6点）
研修・訓練の体制に対する提案の内容に創意工夫がみられるか。

（4）保守実績（2点）
過去に航空交通管制機器等に係る保守実績があるか。

（5）業務実施体制（12点）
仕様に求める実施体制を超える要員数を配置しているか。

（6）品質管理マネジメントシステムの取組状況（2点）
ISO9001の認証を取得しているか。

5．1．3　上記（５．１．１）及び（５．１．２）の評価項目並びにそれぞれの配点については、評価表（別紙４）による。

５．２　落札者決定に当たっての評価方法

５．２．１　落札者の決定方法（除算方式）

必須項目審査により得られた標準点（100点）に加算点項目審査の得点（最高40点）を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

評価値＝（標準点（100点）＋加算点項目審査の得点（最高40点））÷入札価格

５．２．２　留意事項

（1）当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い１者を落札者として決定することがある。

（2）落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

（3）落札者が決定したときは、遅滞なく落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

５．３　初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱について

入札参加者又はその代理人のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として予決令第９９条の２の規程に基づく随意契約には移行しない。

６．対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第１４条第２項第６号及び４項）

従来の業務実施に関する情報は別添資料のとおり。

７．公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第１４条第２項第７号）

７．１　本業務の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。

また、当該国有財産を損傷した場合は、民間事業者は原状回復の上、国へ返却すること。

７．１．１　事務室等

民間事業者が保守業務に関する事務を行うために必要な事務室は、国が準備する。なお、使用に当たっては、無償で使用することが出来る。

ただし、民間事業者において持ち込んだ設備、機器等については、契約終了までに撤去し原状回復すること。

８．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第１４条第２項第９号）

８．１　報告等について

８．１．１　業務計画書の作成と提出

民間事業者は、業務開始に際し速やかに本業務の詳細について監督職員と打合せを行い、その打合せ結果に基づき、次の事項を含む保守業務実施計画書を作成し、国に提出すること。

(1) 保守体制表（保守技術者名簿を含む）
(2) 連絡体制表（緊急保守実施時の連絡を含む）
(3) 勤務体制表
(4) 訓練体制表
(5) 年間保守作業計画（案）
(6) その他必要な事項

8．1．2 業務報告書の作成と提出

民間事業者は、本業務の履行結果を正確に記載した業務実施報告書、保守（定期・特別）作業報告書、保守（緊急）作業報告書及び点検記録簿、勤務時間実績書及び月間保守作業実績書を作成し提出する。

(1) 民間事業者は、業務実施報告書を毎日、業務終了後に作成し提出すること。
(2) 民間事業者は、保守（定期・特別）作業報告書を該当する保守作業終了後速やかに作成し提出すること。
(3) 民間事業者は、点検記録簿を保守実施後に作成し提出すること。
(4) 民間事業者は、勤務時間実績書及び月間保守作業実績書を月単位に取りまとめ、支払い請求時に提出すること。

8．1．3 国の検査・監督体制

民間事業者からの報告を受けるに当たり、国の検査・監督体制は次のとおりとする。

(1) 本業務の検査・監督体制として国は国土交通省東京航空局保安部管制技術課職員に検査職員及び監督職員を任命する。

8．2 国による調査への協力

国は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、以下の事項に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所（業務実施場所を含む）に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査を実施する国の職員は、検査等を行う際には当該検査等が法第２６条第１項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8．3 指示について

国は、民間事業者による業務の適性かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8．4 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国が開示した情報等（公知の事実等を除く）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその社員その他の本業務に従事している者又は従事していたものは業務上知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第５４条により罰則の適用がある。

8．5 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

8．5．1 業務の開始及び中止

(1) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に確実に本業務を開始しなければならない。
(2) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

8．5．2 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

8．5．3　宣伝行為の禁止

（1）民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

（2）民間事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施の事実をもって第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

8．5．4　法令の遵守

民間事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

8．5．5　安全衛生

民間事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

8．5．6　記録・帳簿書類等

民間事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を請負業務が終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

8．5．7　権利の譲渡

民間事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8．5．8　権利義務の帰属等

（1）本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、民間事業者はその責任において必要な措置を講じなければならない。

（2）民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国の承認を受けなければならない。

8．5．9　引継ぎ

業務引継ぎに必要な措置として、民間事業者は請負業務の開始前に、現に当該業務を実施している民間事業者から、請負業務の実施に必要な引継ぎを受けることができる。

なお、管理総括保守技術者及び総括保守技術者に対する業務処理上のノウハウの引継ぎがある場合は、能力・経験を踏まえた上で、国が十分な期間を確保して行うものとする。

また、民間事業者は、請負業務の終了に伴い民間事業者が変更する場合は、必要に応じ次期民間事業者に対し必要な引継ぎを行うものとする。

8．5．10　再委託の取扱い

（1）民間事業者は、本業務の実施に当たりその全部を一括して再委託してはならない。

（2）民間事業者は、本業務の実施に当たりその一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法）について記載しなければならない。

（3）民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにしたうえで国の承認を受けなければならない。

（4）民間事業者は、上記（２）及び（３）により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収しなければならない。

（5）再委託先は、上記の秘密の保持等、金品等の授受の禁止、宣伝行為の禁止、国との契約によらない自らの業務の禁止については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

8．5．11　契約変更

国は、請負業務の更なる質の向上を図る必要により、又はやむを得ない事由等により契約変更を行う場合は、あらかじめ変更の理由について、民間事業者の合意を得なければならない。

8．5．12　契約解除

国は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
(2) 法第１０条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
(3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
(4) 上記(3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
(5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
(6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
(7) 民間事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用したとき
(8) 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
(9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

８．５．１３　契約解除時の取扱い

(1) 上記（８．５．１２）に該当し、契約を解除した場合には国は民間事業者に対し、当該解除の日までに当該公共サービスを契約に基づき実施した期間にかかる請負費を支給する。
(2) この場合民間事業者は、契約金額の１０５分の１００に相当する金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。
(3) 国は、民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年１００分の５の割合で計算した金額を遅滞金として納付させることができる。
(4) 国は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

８．５．１４　契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度民間事業者と国が協議するものとする。

８．５．１５　業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

８．５．１６　業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の業務を完了するものとする。
ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

８．５．１７　談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

(1) 民間事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、民間事業者は国の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の１００分の１０に相当する額を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。

① 本契約に関し、民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は民間事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が民間事業者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）

② 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

③ 納付命令又は排除措置命令により、民間事業者に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が民間事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ当該取引分野に該当するものであるとき。

④ 本契約に関し、民間事業者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５条）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

(2) 民間事業者は上記（１）の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年１００分の５の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

９．公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む）に関する事項（法第１４条第２項第１０号）

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

９．１ 国が国家賠償法第１条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は当該公共サービス実施民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責めに帰すべき理由が存ずる場合は、国が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

９．２ 当該公共サービス実施民間事業者が民法第７０９条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

１０． 対象公共サービスに係る第７条第８項に規定する評価に関する事項（法第１４条第２項第１１号）

１０．１ 実施状況に関する調査の時期

本業務の実施状況については、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成２４年9月に調査するものとする。

１０．２ 調査の方法

国は民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるように実施状況等の調査を行うものとする。

ただし、上記（１．２．１）における業務の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

また、必要に応じて従来の実施状況との比較分析を行うものとする。

１０．３ 調査項目

１０．３．１上記（６.）に示す従来の実施方法に上記（１．２．３）での提案を反映し確定した業務の

履行状況

１０．４　上記調査項目に関する内容については、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するに当たり、国に設置する第三者委員会に報告し意見を聴くものとする。

１１．　その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他

１１．１ 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、上記（８．１）の報告等を踏まえ、国において年度ごとに取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、国は民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに法第２６条及び第２７条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

１１．２ 国の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

また、本業務の実施状況に係る監督は上記（８.）により行うこととする。

１１．３ 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

１１．３．１ 民間事業者の責務等

本請負事業に従事する者は、刑法（明治４０年法律第４５条）その他の罰則の適用については、法第２５条第２項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

１１．３．２ 罰則等

(1) 次のいずれかに該当する者は、法第５５条の規定により３０万円以下の罰金に処されることとなる。

① 上記（８．１．１）及び(８．１．２）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記（８．１．３）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽答弁をした者

② 正当な理由なく、上記（８．３）による指示に違反した者

(2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記（１）の違反行為をしたときは、法第５６条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（１）の刑を科されることとなる。

１１．３．３ 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）第２２条に該当するとき、又は同法第２３条第１項第７号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院法が必要と認めるときには、同法第２５条及び第２６条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

別紙１

保守業務対象空港等における機器一覧

管轄ブロックごとの保守業務対象空港等並びに保守対象施設については、次のとおり。

<table>
<tr><th>ブロック名称</th><th>常駐官署</th><th>巡回官署</th><th>所在地</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="6">東京ＳＭＣ</td><td rowspan="5">東京国際空港</td><td>－</td><td>東京都大田区羽田空港 3-3-1</td><td></td></tr>
<tr><td>新潟空港</td><td>新潟県新潟市東区松浜町 2350-4</td><td></td></tr>
<tr><td>百里空港</td><td>茨城県小美玉市与沢 1601-21</td><td></td></tr>
<tr><td>松本空港</td><td>長野県松本市大字空港東 8928</td><td></td></tr>
<tr><td>大島空港</td><td>東京都大島町元町字北の山
270-1</td><td></td></tr>
<tr><td>大和レーダー</td><td>－</td><td>神奈川県大和市柳橋 4-24-12</td><td></td></tr>
</table>

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM対応	運用時間	サイト／庁舎	常駐・巡回保守区分	備考
羽田 NDB ｻｲﾄ:東京国際空港内 庁舎:東京国際空港内	NDB 装置	NDB-92-2	1式	○	24	ｻｲﾄ/庁舎	常駐	
東京国際 HF 庁舎:東京国際空港内	無線電話送受信装置	TRH-97	2波	×	24	庁舎	常駐	
木更津 VOR/DME ｻｲﾄ: 千葉県木更津市 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
羽田第6航空局 ｻｲﾄ: 千葉県木更津市	無線電話送受信装置	JHV-700	1式	×	24	ｻｲﾄ	巡回	
館山 NDB ｻｲﾄ: 千葉県館山市 庁舎:東京国際空港内	NDB 装置	NDB-92A	1式	○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
館山 VOR/DME ｻｲﾄ: 千葉県館山市 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1式 1式	○ ○	24 24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
御宿 VORTAC ｻｲﾄ: 千葉県御宿町 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 TACAN 装置	DVOR-91A TACAN-91A	1式 1式	○ ○	24 24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM対応	運用時間	サイト／庁舎	常駐・巡回保守区分	備考
熊谷 AEIS ｻｲﾄ: 埼玉県熊谷市 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-90A RV-90A RCM-91A	2 波 2 波 2 式	○ ○ ○ ○	24	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回 巡回	
熊谷 NDB ｻｲﾄ: 埼玉県熊谷市 庁舎:東京国際空港内	NDB 装置	NDB-92-2	1 式	○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
関宿 VOR/DME ｻｲﾄ: 千葉県野田市 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
大宮 NDB ｻｲﾄ: 埼玉県大宮市 庁舎:東京国際空港内	NDB 装置	NDB-93A	1 式	○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
大島 A/G ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話送受信装置 無線電話制御監視装置 通信制御装置 デジタル録音再生装置 気象情報受信装置 空港用航空機位置表示装置	TV-07 RV-07 JHV-2000 RCM-95 CCS-79C DREC-96-2 WRU-2001-2C APDU-07	4 波 4 波 1 式 2 式 1 式 1 式 1 式 1 式	○ ○ × ○ × ○ × ×	8:30～ 16:30	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ	巡回 巡回 巡回 巡回 巡回 巡回 巡回 巡回	
大島連絡用無線電話装置 ｻｲﾄ :東京都大島町	連絡用無線電話装置		1 式	×	8:30～ 16:30	ｻｲﾄ	巡回	
大島 LOC／T-DME ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	LOC 装置 T-DME 装置	ILS-91C LOC T-DME	 1 式 1 式	 ○ ○	8:30～ 16:30	 ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	 巡回 巡回	

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM 対応	運用 時間	サイト／庁舎	常駐・巡回 保守区分	備考
三原 VOR/DME ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
大島 NDB ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	NDB 装置	NDB-92A	1 式	○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
大島 VORTAC ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 TACAN 装置	DVOR-91 TACAN-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
大島 ER-VHF ｻｲﾄ :東京都大島町 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-92A RV-92A RCM-94B(CTR)	2 波 2 波 2 式	○ ○ ○	24	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回 巡回	
神津島 RAG ｻｲﾄ :東京都三宅島 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-07 RV-07 RCM-93(CTR)	2 波 2 波 1 式	○ ○ ○	8:30～ 16:30	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ	巡回 巡回 巡回	
三宅島 VOR/DME ｻｲﾄ :東京都三宅島 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
雄山 VOR/DME ｻｲﾄ :東京都三宅島 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-07A DME-91D	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
三宅島 RAG ｻｲﾄ :東京都三宅島 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-07 RV-07 RCM-95X(	2 波 2 波 2 式	○ ○ ○	8:30～ 16:30	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回 巡回	
新島 RAG ｻｲﾄ :東京都新島村 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-90A RV-90A RCM-93A	2 波 2 波 2 式	○ ○ ○	8:30～ 16:30	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回 巡回	
新島 VOR/TAC ｻｲﾄ :東京都新島村 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 TACAN 装置	DVOR-91 TACAN-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM 対応	運用 時間	サイト／庁舎	常駐・巡回 保守区分	備考
浜松 VOR/DME ｻｲﾄ: 静岡県浜松市 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-91 DME-91A	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
山梨 AEIS ｻｲﾄ:松本空港内 山梨県昭和町	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-90A RV-90A RCM-91A	2 波 2 波 2 式	○ ○ ○	24	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ	巡回 巡回 巡回	
百里 VOR ｻｲﾄ :茨城県小美玉市	VOR 装置	DVOR-07A	1 式	○	9:30～ 21:00	ｻｲﾄ	巡回	
百里連絡用無線電話装置 ｻｲﾄ :百里空港内	連絡用無線電話装置	IC-F510	1 式	×	9:30～ 21:00	ｻｲﾄ	巡回	
松本 A/G ｻｲﾄ :長野県松本市 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話送受信装置 通信制御装置 デジタル録音再生装置 気象情報受信装置	TV-07 RV-07 JHV-2000 CCS-07 DREC-2004A WRU-2001-2C	4 波 4 波 1 式 1 式 1 式 1 式	○ ○ × × ○ ×	9:00～ 17:00	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ	巡回 巡回 巡回 巡回 巡回 巡回	
松本連絡用無線電話装置 ｻｲﾄ :長野県松本市	連絡用無線電話装置	JHM-28S05T	1 式	×	9:00～ 17:00	ｻｲﾄ	巡回	
松本 AEIS ｻｲﾄ :長野県松本市 庁舎:東京国際空港内	無線電話送信装置 無線電話受信装置 無線電話制御監視装置	TV-90A RV-90A RCM-91A(CTR)	2 波 2 波 1 式	○ ○ ○	24	ｻｲﾄ ｻｲﾄ ｻｲﾄ	巡回 巡回 巡回	
松本 ORM ｻｲﾄ :長野県松本市	通信制御処理装置 I 型	CCP−07	1 式	○	9:00～ 17:00	ｻｲﾄ	巡回	
松本 VOR/DME ｻｲﾄ :長野県松本市 庁舎:東京国際空港内	VOR 装置 DME 装置	DVOR-07A DME-91D	1 式 1 式	○ ○	24	ｻｲﾄ/庁舎 ｻｲﾄ/庁舎	巡回 巡回	
小諸 AEIS 子局 ｻｲﾄ :長野県小諸市 庁舎:東京国際空港内	無線電話送受信装置	C330-4088A	2 式	×	24	ｻｲﾄ/庁舎	巡回	
南長野 AEIS 子局 ｻｲﾄ :長野県長野市	無線電話送受信装置	C330-4088A	1 式	×	24	ｻｲﾄ	巡回	

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM対応	運用時間	サイト／庁舎	常駐・巡回保守区分	備　　考
友部送信所	無線電話送信装置	TH-93(NP-1)	16 波	○	24	ｻｲﾄ	巡回	
ｻｲﾄ :茨城県笠間市	無線電話送信装置	TH-93(NP-2)	10 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送信装置	TH-09(NP-3)	14 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送信装置	TH-93(CWP-1)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送信装置	TH-93(CWP-2)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送信装置	TH-93(CWP-3)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送信装置	TH-93(CWP-4)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-09(CT)	1 式	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-93-2A(CT)	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-93-2C(CT)	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話送受信装置	JHV-700	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
シェルタ型無線設備	シェルタ型無線設備				24			
ｻｲﾄ :茨城県笠間市	ILS	LOC/DME-2002	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
		LOC/DME-2002A	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
		T-DME-99	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
	シェルタ型無線設備							
	VOR/DME	DVOR/DME-XX	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
		DVOR/DME-08	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
		DVOR/DME-90A	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
		CVOR-98	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
	シェルタ型無線設備							
	SSR	SSR-09-2	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
坂戸受信所	無線電話受信装置	RH-93(NP-1)	8 波	○	24	ｻｲﾄ	巡回	
ｻｲﾄ :埼玉県鶴ヶ島市	無線電話受信装置	RH-93(NP-2)	5 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(NP-3A)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(NP-3B)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(NP-COM)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(CWP-1)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(CWP-2)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(CWP-3)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(CWP-4)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話受信装置	RH-93(CWP- COM)	8 波	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-09(CR)	1 式	○		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-93-2A(CR)	2 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
	無線電話制御監視装置	RCM-93-2C(CR)	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	

所在地	装置名称	機器型式	数量	ORM対応	運用時間	サイト／庁舎	常駐・巡回保守区分	備　考
東京非常用管制塔設備 庁舎：東京都大田区 羽田空港３－３－１	非常用管制塔設備	EVA-05	1 式	×		ｻｲﾄ	常駐	
東京非常用管制塔設備 庁舎：東京都大田区 羽田空港３－３－１	非常用ﾀｰﾐﾅﾙﾚｰﾀﾞｰ管制設備	TRCS-07	1 式	×		ｻｲﾄ	常駐/巡回	
東京飛行場管制シミュレータ装置 庁舎：東京都大田区 羽田空港３－３－１	飛行場管制シミュレータ	ACTS-07	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	
東京ターミナル管制用シミュレータ装置 庁舎：東京都大田区 羽田空港３－３－１	ターミナル管制用シミュレータ	TTRS-02	1 式	×		ｻｲﾄ	巡回	

常駐：前記１．１．５（１）で規定される常駐保守体制の保守技術者により実施する。なお、巡回保守実施時の交通手段は、前記１．２．５（５）で規定される車両とする。

巡回：前記１．１．５（１）で規定される常駐保守体制の保守技術者以外の保守技術者により実施する。なお、巡回保守実施時に使用する交通手段は、前記１．２．５（５）で規定される車両とする。

＊施設所在地

巡回サイト所在地

木更津 VOR/DME、羽田第 6 航空局サイト　：千葉県木更津市吾妻
館山 NDB サイト　：千葉県館山市北条 520
館山 VOR/DME サイト　：千葉県館山市大字神余字船ヶ作
御宿 VORTAC サイト　：千葉県夷隅郡御宿町大字岩和田戸渡山 2206
関宿 VOR/DME サイト　：千葉県野田市木間瀬字下新堤
熊谷 AEIS、熊谷 NDB サイト　：埼玉県熊谷市大字拾六間
大宮 NDB サイト　：埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-20
大島 A/G、大島 LOC/T-DME、三原 VOR/DME サイト　：東京都大島町元町字北の山 270-1
大島 NDB サイト　：東京都大島町元町差木地 2
大島 VORTAC サイト　：東京都大島町差木地字奥山 1146
大島 ER-VHF サイト　：東京都大島町差木地字アタカイ 117
神津島 RAG、三宅島 VOR/DME サイト　：東京都三宅島三宅村伊豆 384
雄山 VOR/DME、三宅島 RAG サイト　：東京都三宅島三宅村坪田 1390
新島 RAG、新島 VORTAC サイト　：東京都新島村向山

浜松 VOR/DNE　：静岡県浜松市西区伊佐地町

山梨 AEIS　：山梨県中巨摩郡昭和町飯喰字村西 1085

松本 A/G、松本 AEIS、松本 ORM　：長野県松本市空港東 8928

松本 VOR/DME　：長野県塩尻市大字洗馬 8480

松本仮設 VOR/DME　：長野県塩尻市大字洗馬周辺

百里 VOR、百里空港　：茨城県小美玉市百里 260

小諸 AEIS　：長野県小諸市赤坂 1-6-3

南長野 AEIS　：長野県長野市稲里町下氷鉋 1135

友部 TH サイト　：茨城県笠間市平町 1718

坂戸 RH サイト　：埼玉県鶴ヶ島市脚折 100